

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和 6 年 7 月 2 日

告示第 1 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 市は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を目的とし、太陽光発電設備及び蓄電池に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図るため、予算の範囲内において、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 3 0 日環政計発第 2 2 0 3 3 0 1 号。以下「国交付要綱」という。）及び対馬市補助金等交付規則（平成 1 6 年対馬市規則第 3 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第 3 条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、本市の市税等に滞納がある場合は、交付の対象としない。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする者は、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の 1 0 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 自家消費型太陽光発電設備

ア 本人確認書類

(ア) 個人 運転免許証の写し、住民票の写し等

(イ) 法人 登記事項証明書の写し等

(ウ) 個人事業者 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等

イ 当該年度の市税等に係る未納がない証明書

ウ 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号）

エ 補助対象事業内訳書（様式第3号）

オ 誓約書（様式第4号）

カ 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）

キ 導入予定設備の概要が確認できる書類（カタログ等）

ク 太陽光パネル及び蓄電池の配置図

ケ 委任状（代理人が申請する場合）（様式第13号）

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 家庭用蓄電池設備

ア 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）

イ 蓄電池の仕様が確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条の規定により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げの期日）

第6条 規則第8条に規定する別に定める期日は、前条に規定する通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更等をしようとする場合は、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第5号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 事業を実施する場合において、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからウに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア 不動産

イ 上記アに掲げるものの従物

ウ 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産

(5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

(6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(7) 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更しようとするときは、市長あてに地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書（様式第 7 号）を提出し、

その旨を報告するものとする。

- 2 完了予定日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第7条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 市長は、規則第15条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 自家消費型太陽光発電設備

- ア 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第10号）
- イ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- ウ 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類
- エ 補助対象設備の施行前及び施行後の状況を記録したカラー写真
- オ 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示が分かるもの）
- カ 電力会社の系統との接続契約書の写し
- キ 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合）
- ク 太陽光発電設備と蓄電池が直接連携していることが確認できる書類（家庭用蓄電池を併せて設置する場合）
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 家庭用蓄電池設備 前号と同様とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に規定する額確定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、規則第14条の規定にかかわらず、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書（様式第11号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（自家消費量等の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から5年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量や自家消費量等について、報告させ又は検査を行することができる。

（書類の整備保管）

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第8条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和7年3月31日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	補助対象者	補助対象事業	補助金額	その他の交付要件
自家消費型太陽光発電設備	住宅等に太陽光発電設備を設置する者(個人又は事業者)	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙2の2(2)ア(ア)に定める補助要件を	1 個人用については、7万円/kWを上限とする。(kWは小数点以下切捨て) 2 事業者用については、5万円/kWを上限とする。(kWは小数点以下切捨て) 3 1件当たりの補助上限額は、100万円とする。(家庭用蓄電池補助額との合計補助金額) 4 1,000円未満の端数が生じた場合は、	1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものとする。 また、中古設備は補助対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業によ

		満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国等の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	切り捨てる。	り取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。 3 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を、30%以上（事業者については50%以上）とすること。
蓄電池	住宅等に蓄電池を設置する者	自家消費型太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。（蓄電池のみの設置は補助対象外とする。） 1 国実施要領別紙2の2（2）ア（イ）に定める補助要件を満たすこと。	1 当該蓄電池の価格（円／kWh）に1／3を乗じて得た額とする。ただし、補助上限額は、家庭用15.5万円／kWh（4,800Ah・セル相当のkwh未満）、業務用19.0万円／kWh（4,800Ah・セル相当のkwh以上）に1／3を乗じて得た額とする。	

	2 市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国等の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	(工事費込み、税抜き) 2 1件当たりの補助上限額は、100万円とする。(自家消費型太陽光発電設備補助額との合計補助金額) 3 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。	
--	---	---	--

対馬市長 様

年度対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、別表に掲げる書類を添えて申請します。

申請者	氏 名			連絡先	
	住 所				
補助対象設備の設置場所					
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
自家消費型太陽光発電設備	最大出力	(A) kW	太陽電池モジュール公称最大出力合計またはパワーコンディショナー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨）		
	補助対象経費（税抜き）	工事費 ※ 1	(B) 円		
		設備費 ※ 2	(C) 円		
	補助金の額※3 個人用【(A) × 70,000 円】 事業者用【(A) × 50,000 円】 ※3		(D) 円		
蓄電池設備	蓄電容量	(E) kWh	定格容量の数値を記載（小数点第 2 位以下切捨）		
	補助対象経費（税抜き）	工事費 ※ 4	(F) 円		
		設備費 ※ 5	(G) 円		
	価格/kWh	{ (F) + (G) } ÷ (E)	(H) 円		
	(H) と下記のいずれか小さい額 個人用【155,000 円/kWh】 事業者用【190,000 円/kWh】		(I) 円		
	補助金の額【{ (I) × 1/3 } × (E) 】 ※3		(J) 円		
	蓄電池の仕様の確認（国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア (i) に定める仕様）		□適合することを確認しました。 ※確認した場合は☑		
補助金交付申請額【(D) + (J)】（上限額 100 万円）			円		
施工業者	名 称			連絡先	
	所在地			担当者	

※ 1 …太陽光発電設備の設置に係る費用のみとする。
※ 2 …太陽光発電設備の設置に伴う附帯設備（蓄電池設備を除く）分を含む。
※ 3 …補助金の額は 1,000 円未満を切り捨てる。
※ 4 …蓄電池設備の設置に係る費用のみとする。
※ 5 …蓄電池設備の設置に伴う附帯設備（太陽光発電設備を除く）分を含む。

<蓄電池設備の設置を含む申請の場合>

蓄電池設備の調達価格に関して、(H)に記入する額が、個人用 12.5 万円／kWh（又は事業者用 11.9 万円／kWh）以下（工事費込み・税抜き）の額となるよう努める必要があります。

本事項を満たすため、複数者から見積りを取得すること、もしくは販売事業者に対して本事項を満たす価格での調達の可否について確認を行うことに努めたが、調達困難であることから本事項を超える調達価格での申請となった場合は、□に✓を入れてください。

- ☐ 個人用 12.5 万円／kWh（又は事業者用 11.9 万円／kWh）以下（工事費込み・税抜き）の蓄電池設備の調達に努めましたが、調達困難であることから上記価格にて申請します。

<確認事項>

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。（全てに✓を入れた場合のみ、補助対象。）

- ☐ 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- ☐ 固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- ☐ Jークレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 本補助金の交付対象経費と重複して、国等の他の補助金等の交付を受けないこと。
- ☐ 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を30%以上（個人用）とすること。
※事業者については自家消費割合を50%以上とすること。
- ☐ 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

補助対象設備により発電する電力の消費量計画書

申請者氏名		
太陽光発電 設備出力	kW	
年間発電量 見込	(A)	kWh
年間自家消費量 見込	(B)	kWh
年間売電量 見込	kWh	
自家消費率 (B) / (A)	個人	% $\geq 30\%$
	自家消費率は、30%以上とすること	
	事業者	% $\geq 50\%$
	自家消費率は、50%以上とすること	

補助対象事業費内訳書

補助対象	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
自家消費型太陽 光発電設備	工事費	円	円		
	設備費				
	業務費 事務費				
蓄電池設備	工事費				
	設備費				
	業務費 事務費				
合計		円	円		
補助金額（交付申請額）		円			

様式第4号（第4条関係）

誓約書

- （１）FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- （２）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- （３）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （４）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （５）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- （６）防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- （７）一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- （８）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- （９）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- （10）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- （11）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- （12）関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- （13）補助対象設備について、国、県、市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- （14）対馬市暴力団排除条例（平成24年対馬市条例第51号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、警察署に照会することについて了承すること。
- （15）対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく対馬市の指示に従い返還、納付すること。

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

住所

氏名

※法人にあっては団体名及び代表者氏名

（申請者本人が自署してください）

対馬市長 様

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下の承認を受けたいので、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

申 請 者 (補助事業者)	氏名（法人に あつては団 体名及び代 表者氏名）			担当者名	
				連 絡 先	
	住 所				
補 助 金 の 交 付 決 定		文 書 番 号			
		文 書 発 出 日	年 月 日		
承 認 申 請 の 種 類		※該当するものに ☒ ☐ 内容変更 ☐ 中 止 ☐ 取 下			
承 認 申 請 の 理 由					
補助金の交付決定額 ※内容変更の場合のみ記載		(変更前) 円		(変更後) 円	

様式第 6 号（第 7 条関係）

氏 名

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下）決定通知書

先に承認申請のあった対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、
次のとおり決定したので通知する。

年 月 日

対馬市長 印

記

承認の種類	☐ 内容変更 ☐ 中 止 ☐ 取 下
承認の理由	

この補助金の（変更・中止・取下）の対象となる事業及び内容等は 年 月 日
付け承認申請書記載のとおりとする。

年 月 日

対馬市長 様

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書

先に交付決定を受けた対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

交 付 決 定 者	氏 名		連 絡 先	
	住 所			
補 助 金 の 交 付 決 定	文 書 番 号			
	文 書 発 出 日	年 月 日		
補 助 金 交 付 決 定 額	円			
交付決定時の完了予定日	年 月 日			
変更後の完了予定日	年 月 日			
完了予定日変更の理由 (具体的に記載すること)				

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

第 号

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり交付の決定を取り消すことにしたので対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知する。

年 月 日

対馬市長



記

1. 取消しを行う理由

対馬市長 様

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書

先に交付決定を受けた対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業が完了したので、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、別表に掲げる書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏 名			連 絡 先	
	住 所				
補 助 金 の 交 付 決 定	文書番号				
	文書発出日	年 月 日			
補 助 金 交 付 決 定 額	円				
設 置 場 所					
工 事 関 連	工 事 着 工 日	年 月 日	工 事 完 了 日	年 月 日	
	支 払 完 了 日	年 月 日			
電力会社の電力系統への接続日	年 月 日				

太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
パ ワーコンディショナ	定格出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
	自立運転機能	有 ・ 無
蓄電池	定格容量	[kWh]
	型式 (メーカー)	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無	
売電先		

- ※以下の書類が添付されていることを確認し、□に✓をつけてください。
- ☐ 補助対象事業費内訳書(実績) (様式第10号)
 - ☐ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
 - ☐ 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類
 - ☐ 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真
 - ☐ 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)
 - ☐ 電力会社の系統との接続契約書の写し
 - ☐ 売電契約書の写し (余剰電力を売電する場合)
 - ☐ 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類 (蓄電池を設置する場合)
 - ☐ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

補助対象事業費内訳書（実績）

補助対象	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
自家消費型太陽光発電設備	工事費	円	円		
	設備費				
	業務費 事務費				
蓄電池設備	工事費				
	設備費				
	業務費 事務費				
合計		円	円		

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書
(兼支払口座振替依頼書)

対馬市長 様

請求者 住 所
氏名（法人
にあつては
団体名及び
代表者氏名）
電話番号（ ）

対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 本店 組合 支店・支所 金庫 出張所							
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを○で囲む)							
フリガナ								
口座名義								

※申請者名義の口座を記入してください。

年 月 日

対馬市長 様

自家消費量に関する報告書

先に対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、以下のとおり報告します。

補 助 事 業 の 種 類		☐ 自家消費型太陽光発電設備		
		☐ 蓄電池設備		
報 告 者	氏 名		連 絡 先	
	住 所			
補 助 金 の 交 付 決 定		文 書 番 号		
		文 書 発 出 日	年 月 日	
補助対象設備の設置場所				
太 陽 光 発 電 設 備 出 力		kW		
報 告 期 間		年度（ 年 月 ～ 年 月）		
期 間 中 の 発 電 量		(a)	kWh	
期 間 中 の 自 家 消 費 量		(b)	kWh	
期 間 中 の 売 電 量		kWh		
期 間 中 の 自 家 消 費 率		%	(b) ÷ (a) で計算	

※ 発電量等の実績が確認できる書類を添付すること。

様式第 13 号(第 4 条関係)

委 任 状

年 月 日

対馬市長

様

申請者（委任者）

住所

氏名

印

私は、対馬市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の申請等に関することを以下の者に委任します。

代理人（受任者）

住所

名称

役職・代表者氏名

担当者

所属

氏名

電話番号 （担当者へ繋がる直通番号をお書きください）

メールアドレス （連絡ができるアドレスをご記入ください）